

令和6年7月18日

## 告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、石田ジム所属ボクサーである竹本悠晏（ライセンスNo.51607）選手を令和6年7月14日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 石田ジム竹本悠晏選手は、令和6年7月15日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良となり棄権し、試合がキャンセルとなった。このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は竹本悠晏選手を令和6年7月14日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 2 号に基づき、石田ジムのマネージャーである石田麻衣（ライセンスNo.50683）氏を戒告処分とする。

理由：石田麻衣は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上  
一般財団法人日本ボクシングコミッション